都道府県	市区町村名	Ⅰ　準要保護の認定について		Ⅱ　平成31（令和元）年度（4月以降）の対応について				Ⅱ　平成31（令和元）年度（4月以降）の対応について													Ⅱ　平成31（令和元）年度（4月以降）の対応について				Ⅲ　自由記述欄
		貴市区町村では、平成31（令和元）年4月時点において、準要保護の認定にあたって、生活保護基準を参照して判定する基準を用いることとしていますか。		1．準要保護の認定基準への反映について				2．生活保護基準見直しの影響への対応予定													3．生活保護基準見直しの影響を受ける人数について			（3）　②把握していない理由	
		①用いる	②用いていない	（1）平成30年10月の見直し後の生活保護基準を，平成31年4月以降，来年度の貴市区町村の準要保護の認定基準として認定基準に反映させますか。 ①反映させる	②反映させない	（2）参照している生活保護基準 年	月	（1）　平成31年4月以降，生活保護基準見直しにより，従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合，生活保護基準見直しの影響に対して，何らかの対応を行っていますか。 ①生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため，対応している	②生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため，対応予定なし	③生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが，対応予定なし	（2）予定する対応内容（複数回答可） ①見直し後の生活保護基準（平成30年10月の新基準）に基づく準要保護の認定基準で非認定となった者は，改めて，見直し前の生活保護基準（平成30年9月以前の基準）に基づく準要保護の認定基準により再認定	②生活保護基準に掛ける係数を，従来より高い倍率に引き上げて認定（生活保護基準の1．2倍だったものを1．3倍に引き上げるなど）	③「生活保護基準を参照して判定する準要保護の基準（注1）」以外の認定基準を新設したり，運用の見直しを行って認定	④認定基準とは別に，教育委員会や学校で，当該世帯の状況を個別に判断して認定	⑤その他	（3）⑤その他の内容	（4）③影響あり対応なしの理由（複数回答可） ①就学援助以外に，義務教育段階における経済的負担を軽減する事業等を実施しているため　（→2．（5）へ）	②従来より，近隣他市区町村より高い係数を設定しており，準要保護の認定基準が引き下がったとしても近隣他市区町村より援助対象範囲が広いため	③その他	（5）（4）①③の内容	（1）どの程度の影響が生じる可能性があるか ①把握している	②把握していない	（2）把握している場合，平成31年3月までは援助対象だったが，平成31年4月以降は援助対象外となった者の人数 人		
		→Ⅱへ	→Ⅲ自由記述へ	→2（1）へ	→1（2）へ		→Ⅲへ	→2（2）へ	→Ⅲへ	→2（4）へ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→2（3）へ	→Ⅲへ	→2（5）へ	→3（1）へ	→2（5）へ	→3（1）へ	→3（2）へ	→3（3）へ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	
19	19	8	11	0	8	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県	金沢市	○			○	平成25	4																		
石川県	七尾市		○																						
石川県	小松市		○																						
石川県	輪島市		○																						
石川県	珠洲市	○			○	平成24	12																		
石川県	加賀市	○			○	平成24	12																		
石川県	羽咋市		○																						
石川県	かほく市	○			○	平成25	7																		
石川県	白山市		○																						
石川県	能美市		○																						
石川県	野々市市	○			○	平成25	7																		
石川県	川北町		○																						
石川県	津幡町	○			○	平成25	7																		
石川県	内灘町	○			○	平成25	7																		
石川県	志賀町		○																						
石川県	宝達志水町		○																						
石川県	中能登町		○																						
石川県	穴水町	○			○	平成25	7																		
石川県	能登町		○																						